

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更  
(札幌市決定)

都市計画西郊土地区画整理事業を次のように変更する。

名称		西郊土地区画整理事業				
面積		約 493.6 h a				
公共施設の配置	道路	種別	名 称		これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。	
		幹線道路	3.2.10	環状通		
		幹線道路	3.3.22	北1条・宮の沢通		
		幹線道路	3.3.5	北5条・手稲通		
		幹線道路	3.3.24	二十四軒・手稲通		
		幹線道路	3.4.26	山の手通		
		幹線道路	3.4.19	桑園・発寒通		
		幹線道路	3.4.48	下手稲通		
		幹線道路	3.4.54	宮の森・北24条通		
		幹線道路	3.4.55	琴似・栄町通		
	幹線道路	3.5.21	鉄工団地通			
都市計画道路を基幹とし特別の事情ある場合を除き幅員 6.5m 以上の区画街路を適宜配置する。						
	公園及び緑地	本地域内の公園はすでに土地区画整理事業実施済の地区に既設の公園 35カ所、面積約 13.6ha があり、それぞれ地区面積の約 3% が取得されている。				
	その他の公共施設	区画街路はできるだけ支障物件を少なくするよう設計し、土地利用排水を考慮して用途地域を尊重し、それぞれ適応するよう画地割を行ない公園については住民の利用範囲を考慮して配置する方針である。				
宅地の整備						
「施行区域は、計画図表示のとおり」						
理由：未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地区画整理事業の区域から除外する。						

計画書新旧対照表

新

札幌圏都市計画土地区画整理事業の変更  
(札幌市決定)

都市計画西郊土地区画整理事業を次のように変更する。

名称	西郊土地区画整理事業	
面積	約 493.6ha	
公共施設の配置	道路	種別 名称
		幹線道路 3.2.10 環状通
		幹線道路 3.3.22 北1条・宮の沢通
		幹線道路 3.3.5 北5条・手稲通
		幹線道路 3.3.24 二十四軒・手稲通
		幹線道路 3.4.26 山の手通
		幹線道路 3.4.19 桑園・発寒通
		幹線道路 3.4.48 下手稲通
		幹線道路 3.4.54 宮の森・北24条通
		幹線道路 3.4.55 琴似・栄町通
		幹線道路 3.5.21 鉄工団地通
	都市計画道路を基幹とし特別の事情ある場合を除き幅員 6.5m 以上の区画街路を適宜配置する。	
公園及び緑地	本地域内の公園はすでに土地区画整理事業実施済の地区に既設の公園 35カ所、面積約 13.6ha があり、それぞれ地区面積の約 3% が取得されている。	
	—	
その他の公共施設	区画街路はできるだけ支障物件を少なくするよう設計し、土地利用排水を考慮して用途地域を尊重し、それぞれ適応するよう画地割を行ない公園については住民の利用範囲を考慮して配置する方針である。	
宅地の整備		
「施行区域は、計画図表示のとおり」		
理由： <u>未施行区域では、すでに適切な土地利用がなされ、公共施設等の整備・改善が図られていることから、土地区画整理事業による一体的な施行の必要性がないと判断されるため、区域を変更し、未施行区域を土地区画整理事業の区域から除外する。</u>		

旧

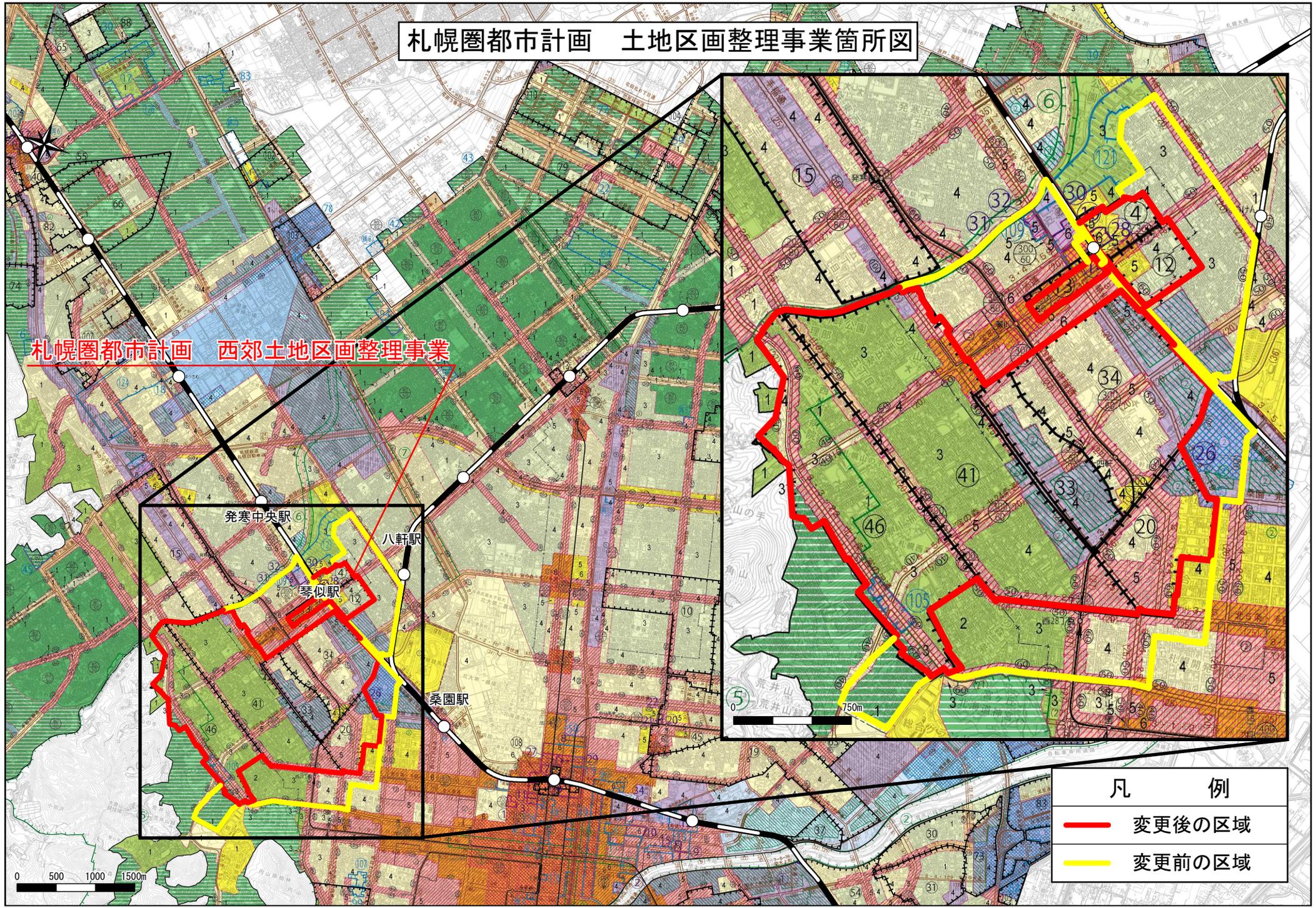
札幌都市計画土地区画整理事業の変更  
(建設省決定)

都市計画西郊土地区画整理事業を次のように変更する。

名称	西郊土地区画整理事業	
面積	約 728.0ha	
公共施設の配置	道路	種別 名称
		幹線道路 1.1.2 環状通
		幹線道路 1.3.1 北1条通
		幹線道路 1.3.5 北5条通
		幹線道路 1.3.14 二十四軒通
		幹線道路 2.1.18 山の手通
		幹線道路 2.1.19 発寒通
		幹線道路 2.1.20 下手稲通
		幹線道路 2.1.21 北24条通
		幹線道路 2.1.22 琴似通
		幹線道路 2.2.7 鉄工団地通
	都市計画道路を基幹とし特別の事情ある場合を除き幅員 6.5m 以上の区画街路を適宜配置する。	
公園及び緑地	本地域内の公園はすでに土地区画整理事業実施済及び実施中の地区に既設の公園 9カ所、既定の公園 6カ所、面積約 5.9ha があり、それぞれ地区面積の 3% 以上が取得されている。	
	その他の地区には都市計画として決定した公園はないが区画整理事業の施行により地区総面積の 3% 以上を確保する。	
その他の公共施設	区画街路はできるだけ支障物件を少なくするよう設計し、土地利用排水を考慮して用途地域を尊重し、それぞれ適応するよう画地割を行ない公園については住民の利用範囲を考慮して配置する方針である。	
宅地の整備		
「施行区域は、計画図表示のとおり」		
理由：本区域は、昭和 28 年に決定し、以来、逐次施行してきたが、今回未施行地区について施行計画を立てるに当たり検討した結果、一部区域を変更し、事業の円滑な施行に資するものである。		

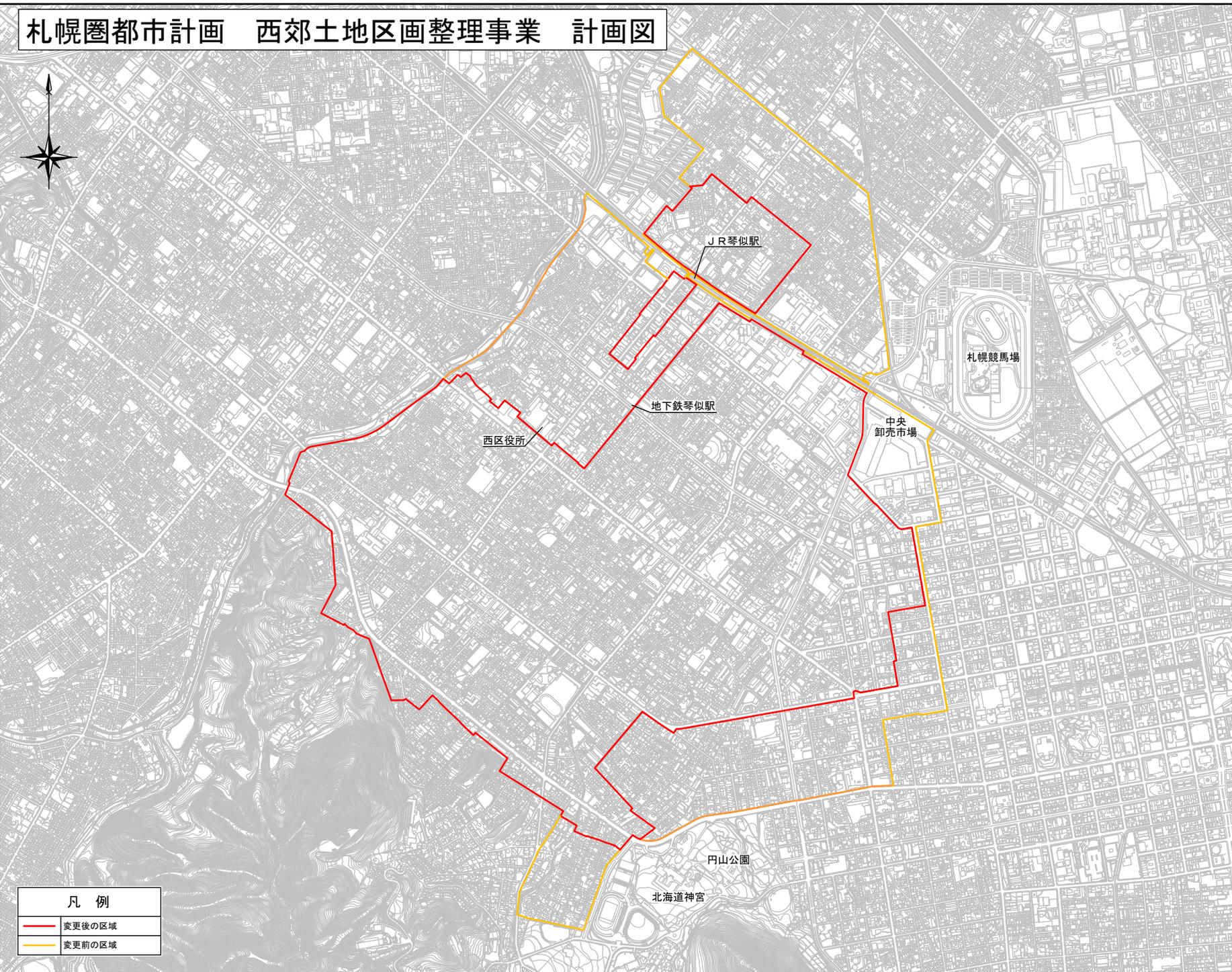
札幌圏都市計画 土地区画整理事業箇所図

札幌圏都市計画 西郊土地区画整理事業



凡 例	
<span style="color: red;">—</span>	変更後の区域
<span style="color: yellow;">—</span>	変更前の区域

# 札幌圏都市計画 西郊土地区画整理事業 計画図



凡 例	
	変更後の区域
	変更前の区域